

<b>A 3 3</b> <b>初級～</b> (TV 聴講あり)	<h2 style="margin: 0;">ソフトウェア開発と知的財産</h2> <p style="margin: 0;">ソフトウェアに関する知的財産保護（特許、著作権等）概要 ソフトウェア開発委託、ライセンスでの注意事項、OSS の概要</p>
講 師	倉永 宏（日本パテントデータサービス㈱知財研修部 部長、元 NTT 知的財産センター所長）
日程・場所	東京本会場 → TV会場：JPDS 名古屋、大阪、九州各営業所セミナー室 9月10日（火）、2020年2月13日（木）
時 間	半日間（13:30～16:30）
アクセス	<a href="http://www.jpds.co.jp/company/access.html">http://www.jpds.co.jp/company/access.html</a>
定 員	東京本会場 24 名 // TV会場：各会場共 10 名（先着順申し込み）
受講料（税別）	本会場：12,000 円 （TV会場：10,000 円）
対 象	研究開発者、知的財産部門の実務初心者
<b>内 容</b>	
<p>「ソフトウェアがどのように知的財産で保護されているかがわからない」、「著作権で保護されているのになぜ特許を出願するのがわからない」、「ソフトウェアの開発を委託しようと思っているが契約で何を定めなければならないかわからない」、といった疑問にお答えします。本セミナーは企業、研究所等で、ソフトウェア開発を行っているが、知的財産についてはあまり知識がない技術者（研究、開発、設計等を担当する方々）、はじめて知財部門に配属された方々を対象にしたセミナーで、ソフトウェア開発における知的財産の重要性について理解して頂くことを目的にしています。</p>	
<b>プログラム</b>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 知的財産面でのソフトウェアの保護</li> <li>2. 著作権制度によるソフトウェアの保護             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著作権によるソフトウェア保護の経緯</li> <li>・ ソフトウェアに関する著作権法</li> </ul> </li> <li>3. 特許制度によるソフトウェアの保護             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著作権と特許権の違い</li> <li>・ 特許権によるソフトウェア保護の経緯</li> <li>・ ソフトウェアに関する発明例</li> </ul> </li> <li>4. ノウハウの不正競争防止法による保護</li> <li>5. ソフトウェア開発委託             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約で注意すべき事項</li> <li>・ 契約書例</li> </ul> </li> <li>6. ソフトウェアのライセンス             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライセンス契約で注意すべき事項</li> <li>・ ライセンス契約例</li> </ul> </li> <li>7. オープンソースソフトウェア（OSS）について（概要）</li> </ol>	

## 【お申込み】

当社ホームページよりお申し込みください。 URL: <http://www.jpds.co.jp/seminar/application.html>

## 【備考】

セミナーご参加の方で事前にご質問や特に説明をお聞きになりたい内容がございましたらお申出下さい。セミナー当日に可能な限りお答えさせていただきます。

## 【日本弁理士会継続研修について】

本研修は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として単位が認められる場合があります。ただし、TV会場での聴講の場合には継続研修の認定対象外となります。